

料金表都市ガスハッピープラン（西部ガス熊本佐世保長崎エリア）新旧対照表

(下線部分が変更個所)

| 旧 | 新 |
|---|--|
| 料金表 都市ガスハッピープラン（西部ガス熊本佐世保長崎エリア） <u>2022年4月1日実施</u> 株式会社サイサン | 料金表 都市ガスハッピープラン（西部ガス熊本佐世保長崎エリア） <u>2024年9月1日実施</u> 株式会社サイサン |
| 1 対象となるお客さま <u>この料金表は、別表5の地域にお住まいのお客さまに適用いたします。</u> <u>なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。</u> | 1 対象となるお客さま <u>この料金表は以下供給区域にお住まいのお客さままでり、3(適用条件)を満たすお客さまに適用いたします。なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款（以下「ガス供給契約」といいます。）とあわせて適用いたします。</u> |
| 2 用語の定義 この料金表において使用する「単位料金」とは、 <u>5</u> に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。 | 2 用語の定義 この料金表およびガス供給契約において使用する「単位料金」とは、 <u>5(単位料金の調整)</u> に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。 |
| 3 適用条件 (省略) | 3 適用条件 (省略) |

| 一般ガス導管事業者 | 供給区域等 |
|-----------------|---------------|
| <u>西部ガス株式会社</u> | <u>熊本エリア</u> |
| | <u>佐世保エリア</u> |
| | <u>長崎エリア</u> |

4 料金

(1) 当社は別表2の料金表を適用して、ガス小売供給約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

(2) 削除

5 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)ロにより算定した平均原料価格が(2)イに定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表2の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

イ (省略)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (省略)

4 料金

(1) 当社は別表2(料金表)を適用して、ガス供給契約の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

5 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)ロにより算定した平均原料価格が(2)イに定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表2(料金表)の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(料金および消費税等相当額の算定方法)(4)のとおりといたします。

イ (省略)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートルあたり) = 基準単位料金 -

$$0.083 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ハ 備考

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (省略)

| | |
|--|--|
| <p>イ (省略)</p> <p>ロ 平均原料価格（トンあたり）</p> <p><u>別表1(4)</u>に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p><u>(算式)</u></p> <p>平均原料価格 = トンあたりLNG平均価格 × 0.9604 + トンあたりLPG平均価格 × 0.0393</p> <p>ハ 原料価格変動額</p> <p>次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p><u>(算式)</u></p> <p>(イ) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p>原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>(ロ) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p>原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>6 <u>削除</u></p> | <p>イ (省略)</p> <p>ロ 平均原料価格（トンあたり）</p> <p><u>別表1(4)</u>に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p><u>平均原料価格 = トンあたりLNG平均価格 × 0.9423 + トンあたりLPG平均価格 × 0.0620</u></p> <p>ハ 原料価格変動額</p> <p>次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(イ) <u>平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</u></p> <p>原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>(ロ) <u>平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</u></p> <p>原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>6 手数料等</p> <p>(1) <u>帳票発行手数料</u></p> |
|--|--|

| | | | | | | | | | |
|---|--|------------|-----------------|----------------|--|------------|-----------------|----------------|--|
| | <p>イ ガス供給約款 21 (料金その他の支払方法) (2)イの場合</p> <table border="1"> <tr> <td>請求書 1 部につき</td><td><u>220.00 円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(消費税等相当額を含みます)</td></tr> </table> <p>ロ ガス供給約款 21 (料金その他の支払方法) (1)ハ(イ)の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>払込票 1 部につき</td><td><u>330.00 円</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(消費税等相当額を含みます)</td></tr> </table> | 請求書 1 部につき | <u>220.00 円</u> | (消費税等相当額を含みます) | | 払込票 1 部につき | <u>330.00 円</u> | (消費税等相当額を含みます) | |
| 請求書 1 部につき | <u>220.00 円</u> | | | | | | | | |
| (消費税等相当額を含みます) | | | | | | | | | |
| 払込票 1 部につき | <u>330.00 円</u> | | | | | | | | |
| (消費税等相当額を含みます) | | | | | | | | | |
| 7 その他 | <p>7 その他</p> <p>その他の事項については、<u>ガス供給約款</u>を適用いたします。</p> | | | | | | | | |
| 付則 | <p>付則</p> | | | | | | | | |
| 1 実施期日 | <p>1 実施期日</p> | | | | | | | | |
| この料金表は <u>2022 年 4 月 1 日</u> から実施いたします。 | <p>この料金表は、<u>2024 年 9 月 1 日</u>から実施いたします。</p> | | | | | | | | |
| 2 <u>削除</u> | <p>(別表第 1)</p> <p>料金および消費税等相当額の算定方法</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。</p> <p>料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1 円未満の端数切り捨て)</p> <p>(4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。</p> <p>① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の 料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格にもと</p> | | | | | | | | |
| | <p><u>別表</u></p> <p>1 料金および消費税等相当額の算定方法</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。</p> <p>料金に含まれる消費税相当額 ≡ 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1 円未満切り捨て)</p> | | | | | | | | |

もとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづ

(4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- イ 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ロ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ハ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ニ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ホ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ヘ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ト 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- チ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に

き算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

(1)～(2) (省略)

(別表第3)～(別表第5) 削除

都市ガスハッピープラン（西部ガス熊本佐世保長崎エリア）お申込みのお客さまへ

ダブルハッピー割引（割引プラン）重要事項説明

2022.4.1版

1～5 (省略)

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

株式会社サイサン（登録番号：A0023）

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5

もとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

リ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

ヌ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

ル 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

ヲ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

2 料金表

(1)～(2) (省略)

削除

ダブルハッピー割引（割引プラン）重要事項説明

削除

1～5 (省略)

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

電話番号:0120-41-3130

お問合せ時間:24 時間 365 日

都市ガスハッピープラン（西部ガス熊本佐世保長崎エリア）お申込みのお客さまへ

トリプルハッピー割引（割引プラン）重要事項説明

1 割引プランの説明

「都市ガスハッピープラン(西部ガス熊本、佐世保、長崎エリア)」と株式会社サイサン(以下「当社」という)が販売する「エネワンでんき」または「ウォーターワン(宅配水)」をご家庭でご利用の個人のお客さままで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月 275 円（税込）を割引いたします。

2 ~5 (省略)

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

株式会社サイサン（登録番号：A0023）

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話番号:0120-41-3130

お問合せ時間:24 時間 365 日

株式会社サイサン（登録番号：A0023）

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話番号:0570-041-313

削除

トリプルハッピー割引（割引プラン）重要事項説明

1 割引プランの説明

「都市ガスハッピープラン(西部ガス熊本、佐世保、長崎エリア)」と株式会社サイサン(以下「当社」という)が販売する「エネワンでんき」および「ウォーターワン(宅配水)」をご家庭でご利用の個人のお客さままで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月 275 円（税込）を割引いたします。

2 ~5 (省略)

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

株式会社サイサン（登録番号：A0023）

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話番号:0570-041-313